

公立大学法人高崎経済大学役員報酬規程

平成 23 年度

規程第 21 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人高崎経済大学（以下「法人」という。）の理事長、副理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬の種類)

第 2 条 理事長、副理事長及び常勤理事に対する報酬は、給料、通勤手当及び期末手当とする。

2 非常勤理事及び監事に対する報酬は、役員手当とする。

(給料)

第 3 条 理事長、副理事長及び常勤理事の給料の額は、次に掲げる基準に基づき理事長が定める。

(1) 理事長 月額 850,000 円以下

(2) 副理事長 月額 800,000 円以下

(3) 常勤理事 月額 700,000 円以下

(給料の支給)

第 4 条 新たに役員（非常勤理事及び監事を除く。以下この条から第 6 条において同じ。）となった者には、その日から給料を支給する。

2 役員が退職し、又は解任されたときは、その日までの給料を支給する。

3 役員が死亡により退職したときは、その月の末日までの給料を支給する。

4 第 1 項及び第 2 項の規定により給料を支給する場合は、公立大学法人高崎経済大学職員給与規程（平成 23 年度規程第 37 号。以下「給与規程」という。）第 8 条を準用し、日割によって計算する。

5 給料及び通勤手当は、給与規程第 7 条に規定する支給日に支給する。

(通勤手当)

第 5 条 役員の通勤手当は、給与規程の例により支給する。

2 前項の規定にかかわらず、役員が通勤のため新幹線鉄道等の特別急行列車を利用する場合は、その利用に係る特別料金の全額及び座席指定料金を支給することがで

きる。

（期末手当）

第6条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する役員に対して給与規程第25条に規定する支給日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した役員についても同様とする。

2 期末手当の額は、給料月額とその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、100分の222.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間を次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

（1）6箇月 100分の100

（2）5箇月以上6箇月未満 100分の80

（3）3箇月以上5箇月未満 100分の60

（4）3箇月未満 100分の30

3 前項の期末手当の額は、社会情勢、高崎市公立大学法人評価委員会が行う業務の実績に関する評価及び当該役員の業務実績等を総合的に勘案し、100分の10の範囲内でこれを増額し、又は減額することができる。

4 役員が基準日以前から職員であった場合のその者の役員としての引き続いた在職期間には、その者の職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

5 期末手当の一時差止処分に関しては、職員（公立大学法人高崎経済大学職員就業規則（平成23年度規程第24号）第2条に規定する職員をいう。以下同じ。）の例による。

（報酬の特例）

第7条 役員が職員を兼ねる場合は、この規程を適用せず、給与規程による。

2 高崎市職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて役員となるため退職手当を支給されずに高崎市を退職し、かつ、引き続いて役員となる場合の報酬は、第2条から前条までの規定にかかわらず、給与規程によるものとする。

（役員手当）

第8条 非常勤理事及び監事に対する役員手当の額は、次の各号に掲げる額とする。

（1）非常勤理事 日額25,000円

（2）監事 日額25,000円

2 役員手当は、その業務に従事した日の属する月の翌月に支給するものとする。

3 非常勤理事及び監事には、通勤に要する費用を公立大学法人高崎経済大学職員等

の旅費に関する規程（平成２３年度規程第３９号）の例により支給する。

（報酬の支払原則）

第９条 役員の報酬は、その全額を通貨で直接役員に支払う。ただし、法令に基づき役員の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額からその額を控除して支払うことができる。

２ 前項の規定にかかわらず、役員から申出があった場合においては、その役員に対する報酬の全部又は一部を口座振込の方法により支払うことができる。

（端数の処理）

第１０条 この規程により計算した報酬の額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（委任）

第１１条 この規程の実施に関し必要な事項は、給与規程の例によるほか、理事長が別に定める。

（改廃）

第１２条 この規程の改廃は、経営審議会に諮り、理事会の議を経て理事長が行う。

附 則

（施行期日）

１ この規程は、平成２３年４月１日から施行する。

（役員報酬規程の特例）

２ 平成２５年８月１日から平成２６年３月３１日までの間においては、役員報酬規程第３条の適用を受ける役員に対する給料の支給に当たっては、理事長の定める給料月額から理事長の定める給料月額に次の表の左欄に掲げる役職に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減じる。

役職	割合
理事長	１００分の２０
副理事長	１００分の１５
常勤理事	１００分の１０

附 則（平成２４年３月２８日第１７０号）

この改正は、平成２４年３月２８日から施行し、平成２３年４月１日から適用する。

附 則（平成 25 年 8 月 6 日第 12 号）

この改正は、平成 25 年 8 月 6 日から施行し、平成 25 年 8 月 1 日から適用する。

附 則（平成 26 年 12 月 19 日第 17 号）

（施行期日等）

- 1 この改正は、平成 26 年 12 月 19 日から施行し、平成 26 年 12 月 1 日から適用する。

（期末手当の支給率の引き上げに伴う経過措置）

- 2 平成 26 年 6 月に支給する期末手当については、改正前の第 6 条第 2 項を適用し、改正後の第 6 条第 2 項の適用については、平成 26 年 12 月に支給する期末手当において、同項中「210」を「217.5」に改める。

（報酬の内払）

- 3 改正後の第 6 条第 2 項を適用する場合においては、当該改正前の公立大学法人高崎経済大学役員報酬規程に基づいて支給された報酬は、当該改正後の公立大学法人高崎経済大学役員報酬規程による報酬の内払とみなす。

附 則（平成 28 年 3 月 16 日第 28 号）

（施行期日等）

- 1 この改正は、平成 28 年 3 月 16 日から施行し、平成 27 年 12 月 1 日から適用する。

（期末手当の支給率の引き上げに伴う経過措置）

- 2 平成 27 年 6 月に支給する期末手当については、改正前の第 6 条第 2 項を適用し、改正後の第 6 条第 2 項の適用については、平成 27 年 12 月に支給する期末手当において、同項中「215」を「220」に改める。

（報酬の内払）

- 3 改正後の第 6 条第 2 項を適用する場合においては、当該改正前の公立大学法人高崎経済大学役員報酬規程に基づいて支給された報酬は、当該改正後の公立大学法人高崎経済大学役員報酬規程による報酬の内払とみなす。

附 則（平成 28 年 12 月 14 日第 8 号）

（施行期日等）

- 1 この改正は、平成 28 年 12 月 22 日から施行し、平成 28 年 12 月 1 日から適

用する。

（期末手当の支給率の引き上げに伴う経過措置）

- 2 平成28年6月に支給する期末手当については、改正前の第6条第2項を適用し、改正後の第6条第2項の適用については、平成28年12月に支給する期末手当において、同項中「220」を「225」に改める。

（報酬の内払）

- 3 改正後の第6条第2項を適用する場合においては、当該改正前の公立大学法人高崎経済大学役員報酬規程に基づいて支給された報酬は、当該改正後の公立大学法人高崎経済大学役員報酬規程による報酬の内払とみなす。

附 則（平成29年12月13日第4号）

（施行期日等）

- 1 この改正は、平成29年12月22日から施行し、平成29年12月1日から適用する。

（期末手当の支給率の引き上げに伴う経過措置）

- 2 平成29年6月に支給する期末手当については、改正前の第6条第2項を適用し、改正後の第6条第2項の適用については、平成29年12月に支給する期末手当において、同項中「225」を「230」に改める。

（報酬の内払）

- 3 改正後の第6条第2項を適用する場合においては、当該改正前の公立大学法人高崎経済大学役員報酬規程に基づいて支給された報酬は、当該改正後の公立大学法人高崎経済大学役員報酬規程による報酬の内払とみなす。

附 則（平成30年2月7日第13号）

この改正は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年12月12日第7号）

（施行期日等）

- 1 この改正は、平成31年4月1日から施行し、平成30年12月1日から適用する。

（期末手当の支給率の引き上げに伴う経過措置）

- 2 平成30年6月に支給する期末手当については、改正前の第6条第2項を適用し、

改正後の第6条第2項の適用については、平成30年12月に支給する期末手当において同項中「220」を「230」に改める。

(報酬の内払)

- 3 改正後の第6条第2項を適用する場合においては、当該改正前の公立大学法人高崎経済大学役員報酬規程に基づいて支給された報酬は、当該改正後の公立大学法人高崎経済大学役員報酬規程による報酬の内払とみなす。

附 則 (令和元年12月4日第4号)

(施行期日等)

- 1 この改正は、令和元年12月23日から施行し、令和元年12月1日から適用する。

(期末手当の支給率の引き上げに伴う経過措置)

- 2 令和元年6月に支給する期末手当については、改正前の第6条第2項を適用し、改正後の第6条第2項の適用については、令和元年12月に支給する期末手当において同項中「222.5」を「225」に改める。

(報酬の内払)

- 3 改正後の第6条第2項を適用する場合においては、当該改正前の公立大学法人高崎経済大学役員報酬規程に基づいて支給された報酬は、当該改正後の公立大学法人高崎経済大学役員報酬規程による報酬の内払とみなす。

附 則 (令和3年2月17日第15号)

この改正は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年10月5日第9号)

この改正は、令和4年12月1日から施行する。

附 則 (令和4年12月14日第19号)

(施行期日等)

- 1 この改正は、令和4年12月14日から施行する。
- 2 改正後の第6条第2項の規定は、令和4年12月1日から適用する。

(報酬の内払)

- 3 改正後の公立大学法人高崎経済大学役員報酬規程(以下「改正後の役員報酬規程」

という。)の規定を適用する場合には、改正前の公立大学法人高崎経済大学役員報酬規程の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の役員報酬規程の規定による報酬の内払とみなす。

附 則（令和４年１２月１４日第２０号）

この改正は、令和５年４月１日から施行する。

附 則（令和５年１２月１３日第１２号）

（施行期日等）

- １ この改正は、令和５年１２月１３日から施行する。
- ２ 改正後の第６条第２項の規定は、令和５年１２月１日から適用する。
（報酬の内払）
- ３ 改正後の公立大学法人高崎経済大学役員報酬規程（以下「改正後の役員報酬規程」という。）の規定を適用する場合には、改正前の公立大学法人高崎経済大学役員報酬規程の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の役員報酬規程の規定による報酬の内払とみなす。

附 則（令和５年１２月１３日第１３号）

この改正は、令和６年４月１日から施行する。